



## 池之上 青少年交流センター 利用案内

### 入館について

世田谷区在住・在学・在勤の小学生～39歳の方は初回利用時に名前や住所などを登録いただき、メンバーシップカードを発行します。その他の方はビジターまたは地域サポーター※としてご利用いただけます。

入退館時にはメンバーシップカードをバーコードリーダーにかざし、読み取らせてください。

※「いけせい」の活動を応援するボランティアです。  
ご登録いただくとメンバーシップカードを発行します。  
この他、定期的に広報物をお送りします。

### ビジター利用

登録をしていない方は、受付窓口にてビジターカードを受け取ってから入館をしてください。また、退館時には忘れずにカードをお戻しください。

### メンバーシップカードについて

来館する際には必ず持参をしてください。カードを紛失、住所等変更があった場合は、必ず受付窓口にお申し出ください。また、このカードを他の人に貸したり、譲ったりしないでください。

### 読書室の利用について

**受付方法：**受付窓口にて「読書室の利用、使用したい席番号」をお申し出ください。席が使用できる場合はメンバーシップカードをバーコードリーダーにかざし、読み取らせてください。

**着席方法：**席番号が書かれたカードをお渡ししますので、席に着かれたら、机上のフックにカードをかけてご利用ください。

**退席方法：**カードの裏面を見えるように机の上に置き、退席してください。また、受付窓口で利用を終了したことをお伝えください。

### テニスコートの利用について

**利用時間：**9:00～20:00  
毎時0分～55分

**利用条件：**利用者の中に区内在住・在学・在勤の小学生～39歳の方が1名以上いること。  
(小学生は保護者の同伴が必要です)

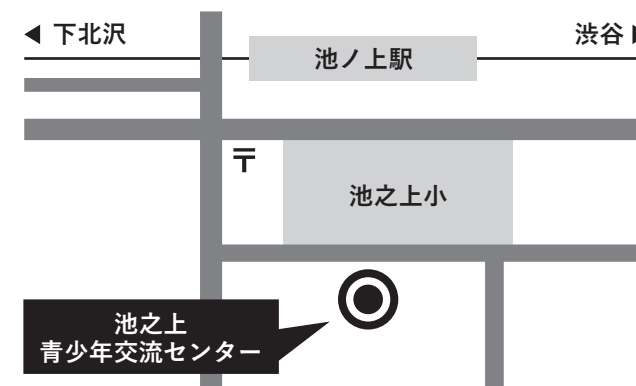
**予約方法：**受付窓口または電話での受付。  
当日の9:00から受付開始

※予約がない場合は、区外、一般の方もご利用いただけます。詳細についてはお問い合わせください。

### 貸し出し物品

団体利用の際に、以下の物品や機材を貸し出しています。使用したい物品や機材がある場合は、あらかじめ受付窓口までご相談ください。

CD・MD ラジカセ	テレビモニター
DVD プレーヤー	ピアノ
エレクトーン	キーボード
マイク	マイクスタンド
マイクケーブル	変換プラグ・ケーブル類
ギター	ギターアンプ
ベース	ベースアンプ
ミキサーアンプ	楽器用シールド
ドラムセット	ウクレレ
Bluetooth スピーカー	譜面台



京王井の頭線池ノ上駅から徒歩3分

**世田谷区立池之上青少年交流センター**  
〒155-0032 東京都世田谷区代沢 2-37-18  
☎ 03-3413-9504 / FAX03-3419-0889  
HP <https://ikesei-s.com/>

## 団体登録の条件

音楽室、学習室Ⅰ・Ⅱ、和室の団体利用を希望する場合は、事前に団体登録が必要となります。登録の条件としては

- ① 構成員が5人以上で、世田谷区内在住・在学・在勤者が半数以上である団体
- ② 営利活動・政治活動・宗教活動等を目的としない団体
- ③ 青少年交流センターになじまない活動や他の利用者の迷惑となる活動を行わない団体
- ④ 不特定多数での利用（登録していない者の利用）を行わない団体

## 団体登録の対象区分

### 青少年団体

若者（中学生～39歳）が半数以上である団体  
利用料：無料  
予 約：2か月前から受付

### 青少年育成団体

小学生以上の青少年の健全育成に関する活動を主たる目的とする団体  
利用料：無料  
予 約：2か月前から受付

### 一般団体

世田谷区の「けやきネット」に加入している団体  
利用料：有料  
予 約：1か月前から受付

## 団体登録の方法

受付もしくは HP より「団体登録用紙」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上センター受付までご持参ください。

- 登録確認の際に代表者または連絡担当者の住所、氏名を確認させていただきますので、身分証（学生証、免許証、保険証など）をご持参ください。
- 団体登録証の発行は、青少年団体は即日発行、青少年育成団体、一般団体は数日お時間をいただくことがあります。
- 一般団体の方は、使用料徴収のため「けやきネット」の登録が必要です。未登録の方はまちづくりセンター、区民センターなどで申請書の配布受付を行っていますので、ご登録を済ませてからご来館ください。

\*\*\*\*\*

## 学習室Ⅰ・和室・音楽室の利用について

予約をして団体で利用できます。予約がない時間帯は、若者が個人やグループで共用することができます。

※ 団体登録が必要になります。詳細は裏面をご確認ください。

## 学習室Ⅱの利用について

火・木・日曜日は予約をして団体で利用できます。月・水・金・土曜日は若者が個人で卓球を利用できます。

## 予約の方法

予約は受付または電話にて承ります。電話の場合は、仮予約となりますので、1週間以内に受付にて申請書類をご提出ください。

- ・ 予約については使用前日までとなります。当日の予約はできませんのでご注意ください。
- ・ 各部屋の予約状況はホームページでご覧いただけます。 <https://ikesei-s.com/reservation/>

## ●青少年団体、青少年育成団体

2か月前の同日から受付開始です。

1週間（日曜日から土曜日）の予約上限は4コマです。（音楽室は1コマまで）

1か月前からは1週間（日曜日から土曜日）のうち、1コマ追加して予約することが出来ます。（音楽室は合計2コマまで）

## ●一般団体

1か月前の同日から受付開始です。

1週間（日曜日から土曜日）の予約上限は4コマです。（音楽室は1コマまで）

## 利用時間と料金について

### 音楽室

区分	時 間	料 金
午前	9:00～12:50	1,920円
午後Ⅰ	13:00～15:50	1,440円
午後Ⅱ	16:00～18:50	1,440円
夜間	19:00～21:50	1,440円

### 学習室Ⅰ・Ⅱ・和室

区分	時 間	学習室Ⅰ	学習室Ⅱ・和室
午前	9:00～12:50	960円	300円
午後	13:00～17:50	960円	300円
夜間	18:00～21:50	960円	300円

## 団体登録の一部改定 および 追加事項のご案内

### 【一部改訂】

#### 団体登録の対象区分

##### 青少年育成団体

(改定前) 青少年の健全育成に関する活動を主たる目的とする団体

(改定後) 小学生以上の青少年の健全育成に関する活動を主たる目的とする団体

### 【追加事項】

#### 団体登録の方法

- 登録確認の際に代表者と連絡担当者 1 名（一般は 2 名）の住所、氏名、生年月日を確認させていただきますので、身分証明書（学生証、免許証、保険証など）をご持参ください。
- 青少年育成団体と一般団体の方は団体の活動資料（規約、活動計画、ちらしなど）を提出してください。

#### 団体登録者の追加登録の方法

新たに追加登録を希望する方は身分証明書を持参のうえ、登録済みの登録者と共に来館し手続きをしてください。

#### 予約の方法

- 予約の受付は使用前日の閉館 1 時間前までとなります。
- 電話で仮予約をした場合は当日までに使用申請書を記入し提出してください。
- 一般団体の方は「けやきネット」有効期限が切れている場合は利用できません。

#### 利用の方法

- 予約した時間までに来館されない場合は利用を開始するまでの間、若者の利用とする場合があります。
- 当日は過半数が世田谷区在住・在学・在勤の登録者で構成される 5 名以上で、利用してください。人数が満たない場合は、自由利用に変更となります。